

総務委員会

平成24年9月24日（月）

午前10時01分～午前11時17分

議会第1会議室

【出席委員】川崎直幸委員長、重松 徹副委員長、松永幹哉委員、松永憲明委員、川副龍之介委員、中本正一委員、福井章司委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員、武藤恭博委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・市民生活部 西川市民生活部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・決算議案審査について

○川崎委員長

おはようございます。ただいまから総務委員会を再開いたします。

それでは、審査に入ります前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をして、指名されてからマイクを御使用の上、発言してください。

執行部におかれましては、委員会は限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。なお、決算額の数字の読み上げは必要ありません。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がなされるようお願い申し上げたいと思います。

それでは、市民生活部の審査に入りたいと思います。

一般会計決算の歳出第2款について執行部の説明を求めます。

◎第70号議案 平成23年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出 第2款 説明

○川崎委員長

執行部からの説明は終わりました。委員の皆さん方の御質疑を受けたいと思います。

○中本委員

資料18の13ページ目ですね、防犯カメラ維持管理事業、これはJR佐賀駅の――設置箇所はJR佐賀駅周辺ということだけなのかというのが1点ですね。

それと、同じく資料18の28ページ、交通安全費の中で、交通安全対策推進事務経費の中で、スクールゾーンの路面標示というのがありました。23年度、これ新規に設置した箇所がもしわかるのであれば、その場所がどこなのかということと、それとスクールゾーンの

路面標示をする際のその選定については、どのような方法で行われているかをお示し
いただきたいと思います。

○喜多市民活動推進課長

まず、防犯カメラの設置場所ですけれども、佐賀駅の構内及び——基本的には佐賀駅の
構内9カ所でございます。

それから、スクールゾーンの23年度の新規設置箇所は8カ所となっております。場所は
ちょっと、今調べさせます。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

補足をさせていただきます。

スクールゾーンの新規の分は、先ほどお話しした8カ所でございます。学校は春日小学
校と思斉館小学校のほうに設置を4カ所ずつしております。

それからもう1点、設置の基準につきましては、学校等に新設のところ——学校に意
向調査を行ったところで設置を行っているところです。1校当たり、学校中心に半径500メ
ートルということで、4カ所を基準として設置しております。以上です。

○中本委員

それでは防犯カメラのほうですけれども、実際これ平成16年か17年ぐらいからですかね、
設置をされていると思うんですけれども、具体的な形で——要するに街頭犯罪等の抑止効果
についての統計的なものはですね、数値としてきちっと把握をされているかということと、
もしそれが効果が出ているということであれば、当然街頭犯罪が多い場所はこのJR佐賀
駅周辺だけじゃなく、例えば一部聞いたのはエスプラッツとかそういうふうなところも結
構自転車泥棒とか盗難とかが多いというような話を聞いていますけど、そういったところ
への設置等についての検討がされたのかということの2点ですね。

それとスクールゾーンについては、いわゆる新設等のあったときに学校の意向調査に基
づいて行うということでありましたけども、特に通学路の問題が今最近ちょっと話題にな
っておりますけども、そういう地域とか、ああいう連携の中でこの交通安全対策事業の一
環としてそういったものも予算化されているのか、この2点をお伺いします。

○喜多市民活動推進課長

まず防犯カメラのほうですけれども、犯罪件数、17年度から統計をとっておりますけれ
ども、周辺地域の犯罪実績ということで、犯罪件数が平成17年に215件、それから翌年度2
13件、平成19年度195件、平成20年度164件、21年度151件、22年度169件、それから昨年度
が130件ということで、設置当初より減ってきております。

それから、スクールゾーンの設置等に伴って現地調査等をするわけでございますけれ
ども、当然教育委員会のほうと一緒にしまして、警察、それから交通指導員、それから私
どもとですね、4者で、それから道路管理者も必要とあれば呼びまして5者ですね、現場
を確認いたしまして、必要かどうかということで検討させていただいております。

○中本委員

防犯カメラについては、いわゆる統計的に見ても非常に効果が上がって、やっぱり抑止効果が出ているということでもありますので、2回目のときちょっと漏れていたかと思えますけれども、それ以外のですね、場所の拡大とか、それも十分これは検討の余地があるんじゃないかなというふうに思いますし、またスクールゾーンの路面標示についても、いわゆる学校であるとか警察であったり、教育委員会との連携をした中で設置していると。これやっぱり必要な事業だと思いますし、そのことによる効果もかなり大きいというふうに思いますので、事業の拡大等含めてですね、今後やっぱり検討すべきじゃないかなというふうに思いますので、意見として申し上げておきます。

○川崎委員長

残った答弁をお願いします。

○喜多市民活動推進課長

失礼いたしました。防犯灯につきましては答弁漏れをしておりましたけれども、23年度につきましてエスプラッツ周辺でのですね、設置検討は行っておりませんが、委員がおっしゃるようになりますね、危ないところにやはり抑止効果というのは高いものですから、個人のプライバシーの問題等もございますので、そこも勘案しながら、今後検討してまいりますというふうに考えております。——防犯カメラですね、失礼いたしました。

○嘉村委員

45ページと46ページの、市民税課のいわゆる市税還付償還金並びに資産税課の市税償還金、これは特に資産税課のほうかもわかりません。これは誤課税というのはいないんでしょう、この償還金の中には——いや、もちろん市税もそうですけど。

○山口市民税課長

基本的に、法人市民税の場合は中間申告等との差額ということでの還付が主なものです。

○本告資産税課長

固定資産税の返還金ですけれども、23年度の額としましては190万円ほどありますけれども、基本的に課税誤りというのがほとんどですけれども、中にですね、一番大きいのは佐賀ガスとの和解がありまして、その中の償却資産の申告の誤りというのがありましたので、その修正申告が出された分で35万円ほどあります。あと、建物の解家漏れですね——解家漏れといって、以前壊されていたんですけれども、固定資産税を課税していたというのがあってですね、それが本人の申し出があってですね、さかのぼって返すという事例もあります。あと宅地の土地につきましては、土地の課税の地目——雑種地とか、宅地とかの課税の誤りというか、ということで評価が変わってですね、返還した事例もあります。

基本的に、固定資産税が100%目指してですね、評価なりするんですけれども、どうしても課税誤りというのがありますので、当然課税誤りがあればですね、正して還付、返還ということになります。

○嘉村委員

基本的には持ち主が取り壊したとか、あるいは立地を変更したとかいう届け出が必要でしょうけど、逆に市のほうからですよ、そういう届け出を促進されるような——促進というか、した場合はきちっとやってくださいよというふうな、いわゆるお知らせなり周知はですよ、どういうふうな形でされているんですかね。

○本告資産税課長

当初、納税通知書の中にチラシを入れておりますので、建物を新築した、あるいは取り壊したときには市役所に申し出てください、それと市報にですね、5月1日号に固定資産税の特集を2ページで出しておりますけれども、その中にもお知らせということで、状況が変わったときには申し出てくださいということで、広報はしております。

○嘉村委員

いずれにしても、市役所から言えば相手方の申告に頼る分が多いかわかりませんが、そういう周知のほうはやっぱり今後も徹底されたほうがいいと思います。以上です。

○西岡委員

ちょっと中本委員に関連なんですけど、29ページ、交通安全対策関係ですが、今、交通安全指導員さん、議員の中でも指導員さん、かなりおられるかと思いますが、本当に深甚なる敬意を表している次第でございますが、これが平成17年、19年の合併以来さい、過去総務委員会で指導員さん何人ばかりおられるかという観点で、旧佐賀市の19小学校校区の指導員さん、合併以来、かなり多い指導員さん、この辺の整合性も含めてね、考えていかなきゃいかんという観点で、総務委員会で出たかなっていうふうに過去記憶しているんですが、旧佐賀市において——まず、指導員さんの資料関係をさい、まず116名、どれぐらい校区でおられるか、まず資料を出していただきたいと思うし、それでわかる分ではよかばってん、旧佐賀市19校区の中で、指導員さんからふやしてもらいたかてんなんてんちゅう要望、で、見直すところは見直したというところばさい、数でちょっと示してくれんですか。ふえたところもあるかなって、おい記憶しとるばってん、旧佐賀市の19校区において、合併してくう多か交通安全指導員さんのおいなっわけやろう。そいけん、この決算に基づいて116名の数、校区別にさい、欲しかばってん。

○喜多市民活動推進課長

今の校区別の交通安全指導員の数を、資料をお出しするということによろしゅうございますか。

○西岡委員

そいと、わかる分ではよかばってんて今言うたばってんさい、旧佐賀市においてさい、地域から、校区から要望のあつて指導員さんば何人ばかいふやしたこっちゃい、わかる分ではよかばってん、答弁いただけるかね。

○喜多市民活動推進課長

旧佐賀市におきましては、原則校区2名ということとなっております。ただし、学校が複数あったりですね、それから交通量が非常に激しいということも勘案しまして、高木瀬と若楠と赤松、3校区については1校区3名という形になっております。計の41名ということで、旧佐賀市は交通安全指導員の定数を設置しているところでございます。

○西岡委員

そいぎ、ふえたところが3校区ということで、それで十分なのかなと思うんですが、そしたらその面積も、合併したところのさい、とにかく富士なんかは物すごく面積的にも大きかかなと思うんですが、かなりのこの人数、多か部分の出てきはせんかなと思うばってん、あと残りが116名から41名引くぎんた、数がころっとしてくるわけなんです、その辺のこと、どがん思うかなと思うてから。

もっと校区からとかなんとか、本当にね、朝の早い時間から立ち番していただいて、指導をしていただいて、子どもたちの安全、安心も守っていただいてさい、本当におい頭の下がる思いのするとばってん、もっと旧佐賀市についてはふやしていかんばいかんて思うとるばってん、そしたら合併以来、減らしたところのあつですか、新しい市において。

○喜多市民活動推進課長

平成17年10月1日に合併をする際にですね、交通安全指導員の定数につきましては、旧の町村については大変多い数になっておりました。で、合併をするときの合併協議の中でですね、急に佐賀市の例に合わせるというのもなかなか、かなり減りますので、それはどうかということで、ちょっと話し合いをさせていただいた経緯がございまして、その中では、佐賀市の定数が先ほど申しましたように1校区、多いところで3名でございますので、その3名の2倍の数をですね、1校区6名以内ということでお願いをしているところもございます。

それから、合併をする際にですね、大和と富士につきましてはですね、1校区3名ということでお話が折り返いまして、大和と富士は1校区3名、残りのところは1校区6名という形になっております。その後、19年に南部3町と合併をしたときにもですね、同じように1校区6名、佐賀市の定数の2倍以内という6名以内ということで、合併したところは減るという形になったんですけども、結果としまして旧佐賀市が2ないし3名で来ているのに対し、新しいところについては、大和と富士は1校区3名、残りのところは1校区6名というふうな形で、校区によってですね、人数の偏在が今のところございます。

○川崎委員長

資料関係はきょう中に出せますか。

○喜多市民活動推進課長

資料につきましては、すぐに用意をさせます。きょう中に用意をさせます。

○西岡委員

確認ばってん、大和と富士、1校区3名っておっしゃられたんですが、例えば大和でいく

ぎんた、川上小学校校区に3名、春日小学校校区に3名ということ。春日北も松梅もという、4小学校のあるばってん、これは3×4の12名ということね。

○喜多市民活動推進課長

はい、12名でございます。

○西岡委員

その辺もさい、わかりやすく言わんなら、大和町に3人しかおらんごたっ感じのするやんね。もう少し易しく答弁ばしてくれんとさ。そいぎ富士には小学校いっぱいあるばってん、どがんなとととかな、教えてください。

○喜多市民活動推進課長

富士につきましては、4校区12名となっております。

○西岡委員

旧佐賀市については3校区ふやしてきたんだ、1名ずつという答弁があったかと思うんですが、もっともところ要望はなかとやろうか。北川副もあわせてばってんさい、巨勢も含めてさ、その辺がかなり要望が今まで出てきとるはずじゃなかかな。合併以来、この辺も整合性をとってね、見直していくんだという答弁が過去行われてきとったいね。そいけん、一番大事かとはさい、交通安全指導員さんのさい、十分この交通の要衝と言うきゃん、国道、県道、それから市道なり、河川も含めてから一番熟知ばしてあつもんね、校区校区ではさい。そいけん、恐らく足らんけん、旧佐賀市については要望がなされてきとつと思うばってんさい。

○西川市民生活部長

今、西岡委員がおっしゃいました件につきましては、これまでもいろいろ御意見をいただきました。それで、合併後でございますけれども、現時点では26年度までにですね、関係の地区、その指導員さん、それから支所含めて——といたしますか、25、26で2カ年の期間がございます。いろいろ事情がございますので、26年度までに数字を決めたいということで今検討を進めているところでございます。

○重松副委員長

ちょっと関連でお願いしたいんですけども、交通指導員の活動なんですけども、先ほど報告では月3回ぐらいの街頭指導とか、地区の各種イベント、また、祭り等に臨時的に出勤するというようなことでしたけども、校区によってはですね、先ほど西岡委員も言われましたけども、毎朝ですね、小学校の登校日に立ってあるところがあるんですよ。東与賀なんか毎日なんですよ。これは定期的な出勤だと思うんですけども、そういった、かなり校区ごとに温度差があるみたいですけども、そこら辺、統一はできんとですか。

○喜多市民活動推進課長

交通安全指導員会という会がございます、その中でもお話し合いをしていただいたりするんですけども、私どもとしてお願いしていますのは、先ほど言いましたように月

3回の早朝指導、それから交通安全運動実施期間中での交通指導ですね、それから地区での行事等ですね、参加者の保護・安全をすることで交通指導、そこらあたりを中心にといいことでお願いをしておりますので、それ以上につきましてはですね、各指導員さんの御判断で、本当に本当にといい考えだとは思いますが、行っただいていいるというのが現状でございます。

○嘉村委員

ちょっと関連ですけど、今の西岡委員のね、人員についての話はいろいろこれまでも議論があつていいると思ひますけれども、校区にこれまで3人交通指導員さんをお願いしてましたよね。この3名という何か根拠はあるんですか、これまでに。例えば人口とか、小学生の数とか、高齢化率とか。何かそういうものがあつて3名なのかどうか。余り細かく言つて非常に答えにくいでしょうけど。

○喜多市民活動推進課長

旧佐賀市におきましてはですね、原則、最初は校区で2名ということで始まつております。ただ、申しましたように高木瀬、若楠、赤松につきましては、学校が複数あつたり、それから交通量が非常に激しいところつていいうところですね、3名に1名増員したという経緯がございます。

ただ、先ほど部長が申しましたとおりですね、見直しをする際にはそこに住んでいらつしやる方の人口割、それから交通量、それから小学校校区を中心に活動していただきますので、小学校の児童数、そこらあたりも考慮に入れながら、27年度から見直す部分でのですね、検討をする必要があるのではないかというふうに考えております。

○西川市民生活部長

おっしゃいますように、最初、合併に当たりましては佐賀市の例をベースにして考えるというところからスタートをしております。それで、非常に多い校区もございました、町区がですね。ですから、それを暫定的に下げながら、さっき私が申しましたようにいろいろな事情とか、それから状況の変化もございますので、今課長が申しましたようなことも含めて検討していきたいと思つております。

○嘉村委員

旧佐賀市は2名だったですけどね。これから新しく合併されたですよ、これまでに——ところとの協議をされるでしょうけど、何かやっぱり基準みたいなね——これだから2名ですよというふうなね——佐賀市は2名でやってきました。だから、特に交通安全指導員さんのお仕事ちゆうのは、やはり指導もあるけど交通安全の啓発活動というのものね、大きな役割でしょうから、そりゃあ、いっぱいいたほうがいいですけども、そういうわけにはいかないということがあるならばね、2名、じゃあ3名という、なぜこの人数でやっていたかということをおね、明確にされたほうが皆さん納得されるのかなという感じがしますんで、そこら辺のところもぜひ検討をされていただきたいというふうに思ひます、いかが

ですか。

○喜多市民活動推進課長

委員がおっしゃるように、そのところですね、十分考慮に入れながら、今後の見直しに当たってまいりたいというふうに考えております。

○福井章司委員

関連ですけど、私も実は交通指導員ですが、やっていてやっぱり——指導員会でもですよ、恐らく指導員会で要するに現場が足りませんかというような質問というのはなじまないと思うんですが、要はこんだけ指導員がいても交通事故は減らないし、最近は死亡者がふえているということになった場合に、当然ふやすかふやさかという問題であるとか、あるいは交通手段だけじゃなくて、交通死亡事故の対策というのは関連団体であるとか、いろんなところ、自治会も含めて各種団体の連合で対策を練っていくというのが基本になってくると思うんですよ。

そういった意味での総合的な判断というのを、実はここは交通安全の担当であるところの市民生活部がしなくちゃいかんだろうというような意味でですね、先ほど来、ちょっと部長は何か26年度からと言われて、課長は何か27年度って言われたけど、見直しという部分なんですけど、何でそんなに先送りじゃないけど、先っぽなのか。現実には交通死亡事故が増えてずっとふえていますよね。この辺の対策をやはり早急にするという議論はなかったのかどうか。

○西川市民生活部長

今おっしゃいましたように、何も交通指導員さん、それから市っていう形ではなくて、現在、佐賀市のほうには警察も、学校、教育機関、いろんな団体を入れた交通対策協議会というのがございます。それと、あと生活安全推進協議会っていうものもございます。交通事故に関すれば暴走族追放の審議会もございます。そして、そういったものを、交通事故を減らす、死亡事故をゼロにするという目的に沿った団体でどうやっていくのかは随時協議を、少なくとも交通対策協議会は年に4回はしておりますし、関係団体からのいわゆる要請もして改善を図ろうということは進めておるところでございます。

それから、先ほどの26年度、27年度の違いでございますけれども、26年度までに協議を調えたいと。で、スタートは27年度からということで今検討をさせていただいております。

○福井章司委員

ですから、交通指導員をふやしたから交通事故がなくなるというものでもないし、決めたことはきちんとそれをやるのはいいんですけども、もうちょっと何ていうんですかね、基本的な交通指導、交通安全対策におけるその指針というか、そしてそれに対する明確な路線ということをきちっと打ち出させていただいて、これはもちろん警察が恐らく死亡事故ゼロということについては主導を握っていくでしょうけども、その辺との絡みもよほどしっくりしないと恐らく簡単にはいかないなど。

これ、今23年度の決算ですけど、26年度までやって27年度って非常に先のことを議論しているみたいだね、そういったことの前倒しなんていうのは——これ、何か警察のそういうあれですか。年度の選定は、それは出てきているわけですから。現場からすると1日も早くやんなくちゃいけないだろうと思うんですが。

○喜多市民活動推進課長

定数の見直しにつきましてはですね、17年度に合併をするときにですね、やはり旧佐賀市と旧町村でかなり定数に開きがあるというところで、ある程度その緩和措置といいますか、期間を設けなくてはいけないだろうという議論の中で、校区で交通指導員、校区行事とかたくさんございますので、その中で活躍していただく部分もございますので、やはり10年程度はですね、見なくちゃいけないだろうということで、この26年度までのところという数字は出てきているところでございます。

早急にとのことですけども、今のところですね、今まで私どもでやってきた中では26年度までに——今度の25、26年度の指導員の任期のところまで今のままでいかしていたら、26年度中に検討をさせていただいて、27年度、28年度の交通指導員の任期のところですね、見直しをさせていただきたいというふうに考えているところです。

○福井章司委員

それは、交通指導員会ではそういう議論は全くありませんよね。減らすとか、ふやすとか、あるいは見直すとかなんとかという議論は全くありませんよね。突然、それで26年度ぎりぎりだからやるかと、そういう感じになるんですか。その辺は具体的にどんなふうに進められるのか、ちょっと確認の意味で。

○喜多市民活動推進課長

定数をですね、見直すというのは非常に時間と、それから説得が要るかと思います。そこにつきましても急に——例えば25、26年度で、来年度、この次からやりますよっていう話になると、調整がとてつつかないというふうに私ども考えておまして、今年度終わりぐらい、それから来年度早々ぐらいからですね、その調整等に入っていきたいというふうに考えております。その時間をいただきたいという部分も、今度25、26年度まで今のままでやるということの理由の一つではございます。

○西岡委員

濟いません。次のページの31ページ、この市民相談費、無料法律相談か。この部分、いつも決算のときには言わしていただいとるかなと思うんですが、市民にとって非常にありがたい施策なんですよ。合併以来、大和に1つ、それから南部に1つという形でね、これがまだ市民に十分こう、市報とかなんとかでお知らせはしようばってんさい、なじみのなかていうか、もっともっとこんだだけ景気経済低迷してくれば、いろんな諸問題等がいっぱい市民の方々持っておられるけん、これをもう少し充実したがましやなかろうかという観点でね、もともと市報に載せたりとかなんとかっていう広報活動が必要かと思うばってん、

どがなかなかと思ってからお尋ねです。

○田原市民生活部副部長兼市民生活課長

法律相談についてのPRですけれども、まず佐賀市報と、それと市のホームページには定期的に掲載をしております。今回、23年度新たにですね、ラジオで佐賀市の市政ガイドのほうで放送しております。それと9月5日付の佐賀新聞のほうに相談コーナーについての掲載をいたしております。あと今年、24年度になりますけれども、4月に自治会協議会のほうに出向きまして市民相談、法律相談の内容についてですね、各地域の中で御紹介をしてくださいということのお願いをしました。

○西岡委員

大体、高齢の方が非常に世帯別に見てもかなり増加ばしてきてるけん、ホームページでいうてでんさい、なかなか検索でけん世帯もあるわけよね。そいけん、自治会協議会という観点で非常によか答えばもろうたかなと思うけん、回覧でもよかけんさい、もつともつとこう位置づけてていうきゃん、これは非常によか施策ばしてもらいよつとたいね。そいけん、この市報であと1回ふやすとかさい、そういうことばちょっと答弁考えとつたばつてん、自治会協議会をお願いしてね、回覧とかなんとかいう施策も含めて、市報も含めてどがなかなか思うばつてん。

○田原市民生活部副部長兼市民生活課長

自治会協議会については、チラシのですね、配布については検討したいと思います。

(「市報は」と呼ぶ者あり)

市報は今、毎月1日号に載せてますけれども、毎月2回なんですけれども、内容についてはですね、市報については今——そこら辺少し検討させていただきたいと思います。

○重松委員

資料18の29ページ、防犯灯の設置助成経費なんですけれども、これは助成金の交付要綱があると思いますけれども、助成金の限度額といいますか、1灯当たり幾らなのかですね。それとか、LEDがふえていると思うんですけれども、LEDの設置する場合の経費の何%を助成するとか、そういった助成金の交付要綱がどうなっているのか。

○喜多市民活動推進課長

防犯灯の助成金につきましては、限度額が細かく決められておりまして、新設に伴います小柱利用の場合は補助率2分の1で限度額が1万5,000円、それから小柱利用のLED灯になりますと2分の1補助で限度額1万6,000円、それから電柱利用の場合は補助率2分の1で限度額3,000円、それから電柱利用のLED灯につきましては2分の1補助で補助限度額4,000円。それから灯柱の補修につきましては補助率4分の3以内で限度額は9,000円、それから補修の照明補修につきましては補助率4分の3で助成限度額3,900円、それから切りかえですね、白熱灯から蛍光灯の切りかえが補助率4分の3で限度額3,000円、それから蛍光灯からLED灯への切りかえにつきましては補助率4分の3以内で限度額5,000円、それから取

りかえ——蛍光灯への取りかえは補助率2分の1で限度額500円、それから白熱灯への取りかえは補助率2分の1で限度額400円、それから電気の維持に関する経費につきましては補助率10分の10で限度額600円というふうになっております。

○重松委員

電柱新設の場合は、大体1灯どれぐらいかかるもんですか。その分、2分の1の1万5,000円とか言われましたけども。相当——10万円以上かかるんじゃないですかね。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

その分についてお答えいたします。

電柱を利用した場合は、10万円から12万円程度かかるようになっております。

それから先ほどですね、お話があった佐賀市の助成のほかに、社会福祉協議会からも同等の金額の助成を行っております。以上です。

○重松委員

そしたら、申請は自治会から電気工事業者のほうにお願いして、そういった形で完成した段階で幾らだったということで申請するわけですか。どのようになっていますか。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

補助金の申請につきましては、でき上がってから実績に基づきまして、支所もしくは本庁のほうに自治会のほうから申請をさせていただいております。以上です。

○重松委員

23年度において、書類審査なんかで拒否されたところがあるんですかね。拒否とかそういうの。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

拒否等はございません。あっておりません。

○松永幹哉委員

資料ナンバー18の43ページ、市民活動の保険の経費なんですけども、傷害事故件数が18件、この内容とですね、補償金額の主なものを教えていただけますか。

○喜多市民活動推進課長

内容の主なものとしましては、自治会の河川清掃の活動中等のけががほとんどでございます。金額につきましては、大体通院で——ちょっとお待ちくださいね。

○市民活動推進課市民活動推進係長

金額ですけれども、入院の場合はですね、1日3,000円、通院の場合2,000円というふうになっております。手術の場合は、程度に応じて3万円から12万円というふうになっております。

23年度の実績で言いますと、一番大きかったのが20万7,000円、これ入院をされて、骨折をされたというケースですが、一般的には10万円以下、数万円ぐらいのものが一番多いというのが現状です。以上でございます。

○松永幹哉委員

これはですね、市民活動においては、全ての活動に対して保険の対象になるのでしょうか。

○喜多市民活動推進課長

5名以上の市民活動について、お集まりいただいてやっていらっしゃるときにですね、事故が起こったとき、外来の事故ですね——いわゆるけがですけれども、それが対象となっております。

それから、対象とならない経費もございまして、例えば自助的なお集まりとか、懇親的なお集まりの場合は対象とならないというふうになっております。

○松永幹哉委員

地区での例えば道路関係の市道、県道あたりの除草作業をしたというような場合にはなるんですか。

○喜多市民活動推進課長

5名以上、自治会の活動ですので、5名以上の活動はなされると思いますので、その場合は対象となります。

○松永幹哉委員

それからですね、46ページの航空写真の撮影業務、3年に1回ということだったんですけども、これは3年前の写真と比較検討等を資産税課なりでやっているんですか。

○本告資産税課長

航空写真ですけれども、3年に1回撮りまして、ずっと3年ごとに撮りまして、状況の変化をですね、確認するというのが一つの目的であります。

○松永幹哉委員

これについては、固定資産だけのその調査の利用でしょうか。ほかには何か転用した利用はないんですか。

○本告資産税課長

航空写真につきましては、佐賀市、全庁的にですね、利用するようにしております。

○松永幹哉委員

それ固定資産だけじゃなくて、ほかの業務にも利用しているということですか。

○本告資産税課長

統合型のGISがありますので、そこの中に入れ込んでというか、その中で全庁的に見れるような仕組みになっております。

○松永幹哉委員

もう1点ですけども、29ページで暴走族の追放推進経費がございまして、実際に暴走族に対する苦情の件数というのは、推移というか、最近の変化はどうなんでしょう。

○喜多市民活動推進課長

暴走族の苦情に関しましては、110番通報等ですね——警察のほうに参りますので、当方では把握はしていませんけれども、従前ですね、集団で暴走するというふうな行為はかなりなくなってきておりますけれども、逆にそこらあたりで単発的にですね、ゲリラ的に行うような暴走行為が後を絶たないというのが現実でございます。

○松永幹哉委員

市内のほうは減ったりですね、そういうふうなことで聞いたんですけども、場所が変わったり、あるいは嘉瀬川ダムができたあの周辺で出没するとか、そういう話がちょっと出ていたんですけども、そういうふうな対応はどういうふうに。

○喜多市民活動推進課長

昨年度におきましてもですね、富士地区の銀河大橋のところで旧車会と言われているですね、昔、暴走族をやっていた人たちが集まっているというふうな情報もございまして、支所ですね、対策会議を23年度は実施をいたしております。

それから、これはですね、警察とも連携をいたしておりますので、市民の皆さんにはですね、暴走族の音が気になるような場合は110番通報等してもらえばですね、その時点で警察も情報をずっと集めまして、そこですぐ追いかけるということはないんですけども、ある程度その暴走行為の情報を集めてですね、一括して暴走族の取り締まりの検問を実施するというのもやっておりますので、23年度はやる直前までいましてできませんでしたけども、24年度はですね、8月に実施したところで、うちのほうも一緒についてまいったところでございます。

○川副委員

徴税費のことで、18の45ページになりますけど、この中でコンビニ収納事務経費のところですね、市県民税納税通知書の作成ということで、当然県民税については県のほうから委託を佐賀市のほうが受けてあると思います。それで、例えば1件当たりの県民税に県からの委託料と、実際にどのくらい1件当たり経費がかかっているのか、わかればお願いいたします。

○山口市民税課長

市県民税の徴税の経費について、県のほうからは1件当たり3,000円の委託金をいただいております。ただ、全体の経費を件数で割るといのはなかなか経費的には難しいことで、出しておりません。

○川副委員

1件当たり3,000円ということで、おおよそでいいですので、大体もうそれは経費から見たら十分の委託料と考えていいんですか。

○山口市民税課長

基本的に毎年法律と施行令等で定められておりまして、金額は少なくなっております。徴税費自体はそれほどの軽減がされておられませんので、余り十分ではあるという認識は持

っておりませんが、もう決まっておるのでどうしようもないというところです。

○川崎委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

資料関係はきょう中にできますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

いいですか。

そしたら委員に聞きますけど、文書函のほうにいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

いいですね。はい、わかりました。

そういうことで、それでは、ないようですので、これで本日の審査を終了したいと思います。執行部の皆さんお疲れさまでした。

◎執行部退室

○川崎委員長

それでは、連合審査会を含め、3日間の決算議案審査を行ってまいりましたが、これまでの決算議案審査に関して現地視察の御希望はございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないですね。

次に、決算審査に係る委員長報告についてはいかがでしょうか。

(「正副委員長に一任をいたしたいと思います」と呼ぶ者あり)

○川崎委員長

報告するというで一任ですね。わかりました。

それでは、次の委員会を9月26日、水曜、午前10時を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

これで本日の総務委員会を終了します。お疲れさまでございました。